## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成20~25年度)

(対象:正会員・準会員189行、単位:件、百万円)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成20年度	58	73	0	0
平成21年度	18	16	0	0
平成22年度	35	26	1	9
平成23年度	87	132	19	103
平成24年度	105	120	1	4
平成25年度	985	1,249	37	185

#### 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数(②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	58	53	91.4%
平成21年度	13	12	92.3%
平成22年度	34	34	100.0%
平成23年度	87	84	96.6%
平成24年度	100	95	95.0%
平成25年度	978	968	99.0%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

# 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度~)

(対象:正会員・準会員・特例会員190行、単位:件、百万円)

#### 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,094	1,218	121	462
平成26年 4月~ 6月	436	443	91	233
平成26年7月~9月	267	198	23	210
平成26年10月~ 12月	211	<i>255</i>	5	9
平成27年 1月~ 3月	180	322	2	9
平成27年度	1,218	1,263	65	518
平成27年 4月~ 6月	305	404	10	65
平成27年 7月~ 9月	277	217	33	363
平成27年10月~12月	174	175	17	59
平成28年1月~3月	462	468	5	30
平成28年度	584	705	54	234
平成28年 4月~ 6月	234	214	22	29
平成28年7月~9月	95	130	5	59
平成28年10月~12月	183	274	18	98
平成29年1月~3月	<i>72</i>	87	9	48
平成29年度	133	237	19	159
平成29年 4月~ 6月	65	131	11	75
平成29年 7月~ 9月	68	106	8	84
平成29年10月~12月				
平成30年1月~3月				

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数(②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,051	990	94.2%
平成26年 4月~ 6月	421	388	92.2%
平成26年7月~9月	257	249	96.9%
平成26年10月~12月	201	193	96.0%
平成27年1月~3月	172	160	93.0%
平成27年度	1,107	1,088	98.3%
平成27年 4月~ 6月	277	267	96.4%
平成27年7月~9月	253	249	98.4%
平成27年10月~12月	162	161	99.4%
平成28年1月~3月	415	411	99.0%
平成28年度	557	517	92.8%
平成28年 4月~ 6月	221	202	91.4%
平成28年7月~9月	87	80	92.0%
平成28年10月~12月	179	173	96.6%
平成29年1月~3月	70	62	88.6%
平成29年度	83	72	86.7%
平成29年 4月~ 6月	51	44	86.3%
平成29年 7月~ 9月	32	28	87.5%
平成29年10月~12月			
平成30年1月~3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。